

第3回 地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会 (議事の記録)

1 日時

令和5年11月16日(木) 午前10時から午後0時まで

2 場所

警察庁第1会議室

3 出席者

(有識者)

伊藤 富士江 元上智大学総合人間科学部教授
太田 達也 慶應義塾大学法学部教授
武 るり子 犯罪被害者遺族
野坂 祐子 大阪大学大学院人間科学研究科教授
前田 正治 福島県立医科大学医学部主任教授
和氣 みち子 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事

(警察庁)

江口 有隣 長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当)
藤田 有祐 長官官房犯罪被害者等施策推進課長
関口 真美 長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当)

(関係府省庁)

笹 泰子 内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課課長補佐
五十嵐 広和 こども家庭庁支援局虐待防止対策課自治体支援推進官
境 勝利 総務省大臣官房企画課課長補佐
中嶋 靖夫 法務省大臣官房秘書課補佐官
谷村 隆昌 文部科学省大臣官房政策課専門官
佐藤 義則 国土交通省総合政策局政策課企画専門官

4 概要

(1) 事務局説明

事務局から、資料1に沿って、関係機関・団体に対するヒアリングの結果概要(暫定版)の説明がなされた。

(2) 討議

各構成員の発言は以下のとおり。

ア 支援体制の構築に関する論点

(ア) ワンストップサービスの実現について

a 多機関ワンストップサービスの在り方

- 被害を受けてから急性期と中長期の時期があるところ、被害者は、急性期

の時期、非常にパニックになっており、そういう状態の中で、誰かが横にいて、情報提供、アドバイス、直接支援を行ってもらいたいが、まだまだ不足していると考えるので、特に充実していただきたい。

- 犯罪被害者等支援においては、たくさんの機関が関わるが、急性期、とにかく最初が一番苦しい時期の対応を考えると、あまり広げても対応できず、事実上のワンストップにならないのではないかと。どの体制モデル図でも、警察、支援センター、都道府県の3機関は核になっているので、少なくとも急性期は、その3機関が絶対必要ということを推奨する必要があるのではないかと考える。

b 機関内ワンストップサービスの在り方

(a) 仕組み

- 都道府県にしても市町村にしても、いろいろな部署が犯罪被害者等支援を担当していると思うが、それぞれの事情や予算との関係もあり、総合的対応窓口を福祉で担当すべきなど、どの部署が望ましいというような意見を示すことが適当なのかどうかという問題意識がある。他方で、何も示さなければ、どうしてよいか分からないということになってしまうおそれもあり、実情とともに当該部署が担当する意義を示すことはできるのではないかと。

総合的対応窓口をどこの部署が担当とするとしても、制度によって様々な部署が関わることになり、庁内でバラバラになるおそれがあるので、各部署で担当者を指定しておくことは一つの方法ではないか。各部署に研修を受けた担当者が配置されていれば、ワンストップ的なサービスの上でも役に立つと考える。

- 総合的対応窓口を置いているところは、防災や危機管理といった安全なまちづくり部門、福祉関係部門など、いろいろである。地方公共団体が行っていく犯罪被害者等支援としては、まず生活支援がくることを考えると、福祉と非常に関係が深く、福祉関係部門に置くというのを望ましい方向性として示すのも一つではないか。
- 総合的対応窓口は、福祉部門がよいと考える。
- 地方公共団体の中で、現状、犯罪被害者等支援が何となく後回しになっていると感じるので、こういうところを重点として考えてもらいたいということを示した方がよいのではないかと。
- 総合的対応窓口を福祉部門が担当していないところに対し、福祉部門が望ましいと示すことは、困惑させることになるおそれもあるので、その点は配慮した方がよいと考える。

(b) 情報共有

- 例えば、県庁内など、機関内の情報共有は、個人情報保護法に照らし合わせて問題はないと考える。例えば、病院内では、特殊な事情がない限り、患者の情報を見ることができる。

- 何か具体的に活動しなければいけないときは、各部門の指定されている担当者が集まって会議を行うことは必要であるが、都道府県の中や市区町村の中といった機関内であれば、中だけで情報共有できるようなポータルサイトがあればよいのではないか。そのポータルサイトに被害者から聞き取ったニーズ等の情報を記録していけば、今、被害者にどういった情報提供が行われ、どういった支援が行われているのか、リアルタイムで反映されれば、一々会議を行わなくても、他の部門の担当者も進捗状況が分かり、情報共有できて迅速に対応できるのではないか。
- 地方公共団体の情報共有は慎重にしてもらいたい。例えば、少年犯罪は集団暴行が多く、小さい市区町村だと、加害者関係の人も同じ地方公共団体にいたりするので、慎重にしていきたい。

(c) コーディネーター・専門職

- 総合的対応窓口が福祉部門ということになると、コーディネーターの職種としては福祉士ということになるかと思うが、犯罪被害者等支援のスキルがあることも大事である一方、役所の中で顔を知っているということも非常に重要で、各部署と顔が見える関係を築いているベテラン職の人がよいと考える。
- 市区町村では、担当者が1、2年で代わることもあり、自分たちはプロではないと言う担当者もいるが、担当者は、本来、プロであるべきで、その意識付けが非常に重要である。また、コーディネーターは、短期で異動するのではなく、長期で支援に当たってほしい。
- コーディネーターは、常勤職の配置が望ましいが、そうすると、公務員の異動のルールが問題となってくるおそれがある。それでも、1年おきの交代はいかがかと思う。
- 地方公共団体の被害者担当窓口には福祉の専門職を1名必ず配置するというのは、それぞれの事情を考慮すると、難しい場合もあるかもしれない。地方公共団体の中には、専門職の資格は持っていないものの、福祉部門をいろいろと経験していて知識がある人が担当しており、特に、相談業務に当たったことがあるとセンスが身につくし、行政の仕組みも頭に入っていて動きやすいという話もあり、そのような人に担当してもらいたいということも考えられるのではないか。福祉にも、障害者福祉、高齢者福祉、婦人相談など、いろいろな分野があり、いろいろな経験をしてきた人にきちんとしたポジションに就いてもらい、異動の場合の引継ぎもきちんと行う仕組みを作っておくということも一つではないかと考える。
- 担当者で、熱心な人もいれば、ただ形だけやっている人もいるため、引継ぎの方法は非常に大事で、工夫が必要と考える。書かれていない支援はしないと言う担当者もいるので、行うべきことをしっかりと書くことは大事であると考え。

(イ) 犯罪被害者等支援におけるDX活用方策

- ChatGPTで犯罪被害者等支援に関して入力して確認したところ、なかなか的確な情報を得ることができたため、生成AIを使いこなせるスキルを伝えることは有用ではないか。
- 生成AIについては、被害者に誤った情報が伝わったらどうするのかという点が気になる。
- DXとして、かなり高度な点を要求されているとすれば、その検討も必要かもしれないが、それ以前に、現状、被害者に対する情報提供は十分といえず、各地方公共団体のウェブサイトは、探しにくいし、見にくい上、探し出しても何も書いていないという状況であり、被害者としては人に直接聞く前にいろいろな情報が分かった方が安心できる面もあると思うので、その最低限のところをもっと底上げしていくべきではないか。
- 被害者は、情報を集める際、ホームページとかを検索すると思うが、各支援センターや全国被害者支援ネットワークにはホームページがあり、夜、皆が寝静まった頃にパソコンを立ち上げて相談したいという被害者もいるため、そういうことを想定してアクセスできるようにしているところもあるなど、そうやって支援にスムーズにつなげていくということが必要と考える。
- 都道府県でも国でもよいと思うが、一般論の説明以外にQ&Aみたいな形で想定事例を載せておくと、被害者にとっても役立つと考える。
- 支援センターのホームページは非常に充実しているものが多い一方、行政のホームページはよく分からないものが多い。
- インターネットは、とても便利であるが、どこが安心か分からないといった怖さもあり、被害者は、被害に遭った影響から疑い深くなっているため、国がしっかりと安全であると掲げていただき、安心感を与えてもらいたい。事例を挙げてもらおうというのは、被害者にとって、自分に似ていると思って入りやすいので、よいと考える。
- 国主導できちんとしたシステムを作る必要があるのではないか。
- 警察庁のウェブサイトを確認したところ、Q&Aもあるが、PDFを貼り付けているものも多く、被害者には伝わりにくいと思われ、国の情報は一番信頼性が高いと考えるので、検討いただきたい。
- 警察庁のウェブサイトは非常に見にくい。政府の犯罪被害者等支援と警察の犯罪被害者等支援に分かれているが、司令塔として、犯罪被害者等支援の総合的なサイトという形で立ち上げ、そこから、都道府県や市区町村のサイトにも飛ぶことができるなど、被害者が利用しやすいものが望ましい。
- 多機関連携を行う上で、個人情報保護の問題もあるが、情報共有は必要であり、外部の人が閲覧できないような形で、各機関内の担当者が、必要に応じて閲覧でき、個別のケースも閲覧できるようなシステムがあればよいと考える。
 - 医療機関の場合は全部電子化されており、原則、外部から全く入れないという状況になっているが、警察はどうなっているか。
 - (警察庁) 警察の中では、被害者に関する情報は最も重要な情報であり、最大限セキュリティーが確保される場所でしか扱わない。
- 地方公共団体では、例規集があるが、標準フォーマットになっているなど、

共通のシステムになっているのか。

→ (総務省) 地方公共団体で同じようなフォーマットの例規集があるが、標準的な仕様を定めているものはないと承知している。

- 国において、業者に委託するなどして、犯罪被害者等支援のポータルサイトやイントラネットシステムの標準設計したものを作り、それを希望する地方公共団体に提供するというのも一つの方法と考える。
- DXを活用する場合の留意点としては、信頼性や安心性の確保、利用しやすさ、共有の程度などが考えられる。

イ 支援内容に関する論点

- 支援制度は、実績がないから必要ないということにはならず、いろいろな制度を準備しておいて利用されないことが一番の理想である。地震対策と同じで、きちんと準備をしておき、いざとなったときにいろいろな支援ができるということが大切である。

ただ、実績がないのは、実際にニーズがあるのに届いていないということがあるのであれば、そこはきちんと把握して工夫していくべきと考える。

- 支援制度をうまく運用するためには、メニューをたくさん用意し、コーディネーターがマネジメントする必要があると考える。支援制度の利用状況が都道府県によって異なっているのは、ニーズのあるなしよりも、うまく使いこなせていないことが原因ではないかと思うので、マネジメントするコーディネーターの役割は重要である。
 - 精神的な問題も非常に大事であるが、何より先だってお金の問題は非常に重要と考える。
 - 経済的支援としては、見舞金制度を導入している地方公共団体がほとんどで、貸付金制度はあまりないが、被害者は、最初の頃、非常に混乱しており、大きなお金が動くこともあって、なかなか工面できず、大変な思いをされている人も多いので、貸付金制度があれば非常にありがたく、検討いただきたい。
 - 資料8にある支援メニューを全ての地方公共団体が用意するのは困難であるため、工夫が必要であるが、ミニマムな支援があると思っており、その一つが経済的支援で、これをどのような形で行うのかということは、いろいろな方法がある
- と考える。
- 見舞金という形で一定額を一定の被害者に給付するという仕組みは一つのミニマムになるであろうと考える。ただし、制度の趣旨から、見舞金という言葉は適切でなく支援金という方がよいと考える。見舞金を求める場合、支給対象は工夫する必要があり、犯罪被害給付制度と同じ対象という形で制度設計をしている地方公共団体がたくさんあるが、地方公共団体固有の支援の意味があるとすれば、より広く対象になる方が望ましく、この点については、国レベルで検討すべきと考える。

そのほか、貸付金や奨学金も考えられ、これらも対象や要件は配慮する必要がある。

これ以外の経済的な助成制度についても、地方公共団体の個別事情もあると思

うが、目的がはっきりしているため、額が算定しやすく、かつ、合理性が保てる上、場合によっては高額の支援もできることから、プラスアルファとして設けることが望ましいのではないかと考える。

- 就労支援について、一般のハローワークで行えばよいということではなく、都道府県もしくは政令指定都市レベルでも考えてもらいたい。
- 犯罪被害を受けた遺族となるこどもへの支援について、第4次基本計画でも焦点を当てるということになっているところ、施策としては文部科学省が行うのであろうが、実際の現場は、小中学校ならば市区町村、高校ならば都道府県と地方公共団体になるので、そういったことも意識して、奨学金等も考えることができればよいと思う。
- 全国被害者支援ネットワークでは、支援センターからの申請により、1週間程度で、交通費など、被害者が様々なことで使える支援金を支給しているが、このような金銭は被害者にとって有効であり、国からの支援があるとありがたい。
- いろいろな支援メニューがあるが、せっかくあるのに使えない被害者がいてはいけないので、被害者にしっかり伝える、必要なときに必要な人が使えるということが大事で、そこもしっかりやっていただきたい。
- 経済的支援をどこが行うかということについて、市町村レベルで全て行うことは予算的に大変かもしれず、都道府県の中には、市区町村に対して見舞金制度の補助を行っているところもあるが、都道府県の予算も必ずしも潤沢というわけでもないように思うので、場合によっては、地方公共団体が行うミニマムの部分について、国が助成をするという仕組みがあってもよいのではないか。仕組みとしては、現状の地方交付税では用途が限定されていないということなので、場合によっては、細目を限定した形で助成するなど、国が直接ないし間接な形で実質的に助成する方法も検討いただければと思う。

ウ 支援の体制及び内容に関する検討結果を実現する方策

- 特に、市区町村の担当者は、被害者と関わるのを怖がっているのではないかとと思うので、命の大切さを学ぶ教室を活用するなどし、もっと被害者と関わる機会を増やしていただきたい。
- 実現方策を考える上で、国が都道府県の所管課やその職員を呼んで行う会議は今も行われていることでよかったか。
 - (警察庁) 都道府県・政令指定都市の担当者を対象とした会議としては、第1回会議の資料2のとおり、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議がある。これまで年1回開催しており、本年は5月24日に開催し、有識者による講演、府省庁からの報告、地方公共団体担当者による意見交換、参考事例の発表を行った。
- 都道府県と政令指定都市に対しては、現状の主管課室長会議を工夫し、もう少し具体的なガイドラインや方策も含めて情報提供するとともに、具体的な成果の報告をお願いするというような形で行う方法があると考え。
 - 市区町村は、数も多いので、全部を集めるということが難しければ、都道府県が国から持ち帰った情報やノウハウを基に各市区町村との間で常設の会議を定

期的に開催するという、都道府県と政令指定都市は国がサポートし、市区町村は都道府県がこういった会議を通じて普及させていく形が考えられる。当該会議については、条例等で定めるのがよいと考えているが、場合によっては、犯罪被害者等基本法の中に、地方公共団体の責務として、都道府県と市区町村を分ける形で連携に関する具体的な責務を書き加えてもよいのかもしれない。

- 今、いろいろな地方公共団体で再犯防止推進計画が策定されて推進されているが、再犯防止推進法では、都道府県及び市町村に地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課せられている。犯罪被害者等支援においても、犯罪被害者等基本法に地方公共団体は犯罪被害者等支援推進計画を策定するよう努めるものとするくらいのことを書いてもよいのではないか。
- 平成 28 年に犯罪被害者等施策の取りまとめが警察庁に移管されたが、それ以前の内閣府では、いろいろな検討がなされ、ハンドブックを含め、マニュアル的なものが多くあったところ、移管されて以降、そういうものがあまり発行されていないように感じており、以前のハンドブックを見直して不足分の追加をお願いしたい。

(3) 次回検討会の内容

座長から、次回検討会の内容について、前回と本日の検討会での議論を踏まえ、事務局において基本的な考えをまとめた資料を作成してもらい、同資料をたたき台として改めて議論を深めていく旨説明がなされ、構成員より了解を得た。

また、事務局から、次回検討会については 12 月 22 日（金）16 時から開催する予定である旨説明がなされた。